

子発 0330 第 11 号  
障発 0330 第 11 号  
令和 2 年 3 月 30 日

各 

都道府県知事
指定都市市長

 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令の施行について（施行通知）

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 96 号。以下「改正政令」という。）が、本日公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。

改正政令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）及び福祉事務所に対する周知方をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

## 記

### 第 1 改正政令の内容

児童扶養手当等の手当額については、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）等に基づき「自動物価スライド制」が採られており、その具体的な改定額は、政令によって規定することとされている。

平成 30 年の年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）に対する令和元年の物価指数の比率はプラス 0.5%であったことを踏まえ、令和 2 年度の手当額を引き上げるものである。

### 第 2 令和 2 年度以降の手当額

#### 1. 児童扶養手当

児童扶養手当の基本額は、全部支給の場合、「月額 43,160 円」となること。

受給資格者の所得による手当の支給の制限に関する係数は「0.0230559」となり、この手当の支給の制限を受ける者に係る児童扶養手当の基本額の最高額は「月額 43,150 円」、最低額は「月額 10,180 円」となること。

また、2 人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、

- ・ 第2子の全部支給の場合、「月額 10,190 円」となること。受給資格者の所得による手当の支給の制限に関する係数は「0.0035524」となり、手当の支給の制限を受ける者に係る加算額の最高額は「月額 10,180 円」、最低額は「月額 5,100 円」となること。
- ・ 第3子以降は、全部支給の場合、1人につき「月額 6,110 円」となること。受給資格者の所得による手当の支給の制限に関する係数は「0.0021259」となり、手当の支給の制限を受ける者に係る加算額の最高額は「月額 6,100 円」、最低額は「月額 3,060 円」となること。

2. 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当の額は、障害児1人につき、2級の場合は「月額 34,970 円」、1級の場合は「月額 52,500 円」となること。

3. 障害児福祉手当

障害児福祉手当の額は、「月額 14,880 円」となること。

4. 特別障害者手当

特別障害者手当の額は、「月額 27,350 円」となること。

5. 福祉手当（経過措置分）

福祉手当（経過措置分）の額は、「月額 14,880 円」となること。